

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 10 日

八戸市長 熊谷 雄一 殿



提出者 青森県八戸市大字田向字向平12番地1
住 所 中当建設株式会社
氏 名 代表取締役 中村 久成
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0178-96-4300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中当建設株式会社
事業場の所在地	青森県八戸市大字田向字向平12番地1
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 8億1259万円
③従業員数	48人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙2のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙2のとおり			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木屑、プラスチック類、廃石膏ボード、ガラス陶磁器屑、金属屑等、分類すると共に石綿含有産業廃棄物についても他のものに混入しないよう分類している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別を継続し、さらに作業所の条件が可能な限り混合廃棄物をなくすよう、仕分け作業を継続して行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 木くずは切断・破砕し再生品にする。 がれき類は破砕し、再生品にする。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 今後も同じような取組をする。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり			

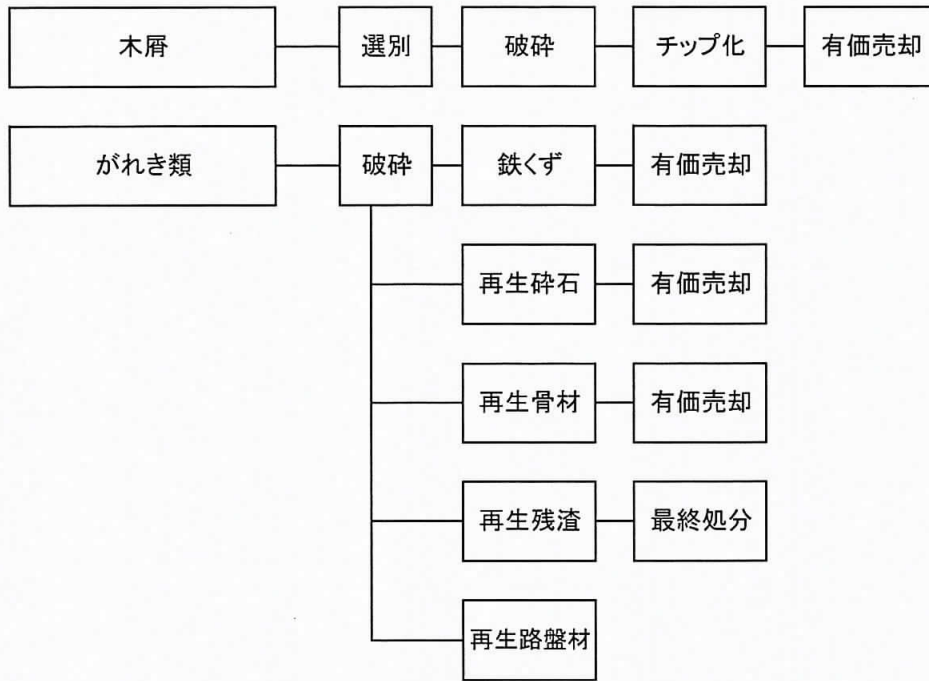
②現状	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 6 ※欄は記入しないこと。

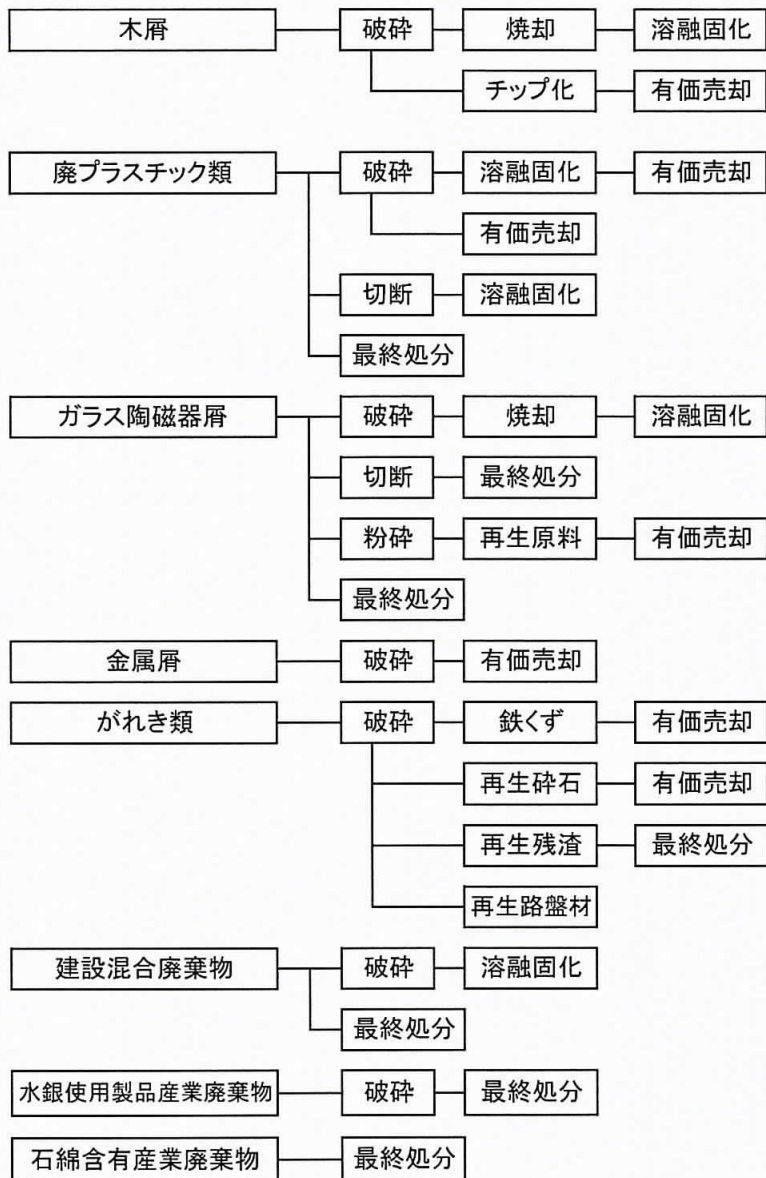
別紙1 産業廃棄物一連の処理工程 No.1

【自社処理工程】



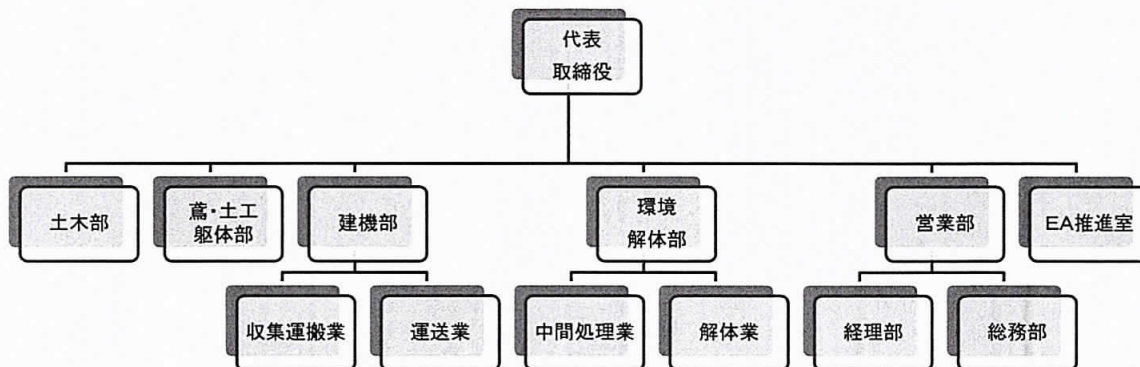
別紙1 産業廃棄物一連の処理工程 No.2

【委託処理工程】



別紙2

管理体制図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（3年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	木製使用製品等 充填廃棄物	建設混合 産業廃棄物	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物（ガラス陶磁器くず）						
		排出量（t）	1,758.54	36.66	251.06	8.02	0.05	54.22	89.97	8.77					
		（これまでに実施した取組） ・ 再利用の取組 ・ 工法の改善 ・ 再使用の取組 ・ 分別の強化													
		【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	木製使用製品等 充填廃棄物	建設混合 産業廃棄物	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物（ガラス陶磁器くず）						
		排出量（t）	1,500.00	20.00	200.00	5.00	0.01	10.00	40.00	1.00					
		（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・ 再利用の実施 ・ 再使用の実施													

別紙3

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 3年度）実績】										
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	建設混合産業廃棄物	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物（ガラス繊維類くず）	木くず		
全処理委託量	1,544.78	251.06	8.02	0.05	54.22	89.97	8.77	30.31		
優良認定処理業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-		
再生利用業者への処理委託量	1,544.78	-	8.02	-	-	-	-	30.31		
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-		
(これまでに実施した取組)										
委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。再資源化率の高い業者を選定している。										

【目標】										
産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	建設混合産業廃棄物	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物（ガラス繊維類くず）	木くず		
全処理委託量	1,500.00	200.00	5.00	0.01	10.00	40.00	0.10	15.00		
優良認定処理業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	0.10	-		
再生利用業者への処理委託量	1,500.00	-	5.00	-	-	40.00	-	15.00		
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-		
(今後実施する予定の取組)										
電子 manifests の導入を進める為、電子 manifests 対応可能な処理業者から選定する。また、再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ委託する。委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。										